

11月1日  
から

# 『冬期福祉手当』申請受付中

町では、高齢の方や心身に障がいのある方の冬期間の在宅福祉の向上を図ることを目的に、「冬期福祉手当」を給付します。

## 【給付対象世帯】

町内に住所を有する世帯のうち、在宅で次の①から⑧のいずれかに該当する町民税非課税世帯とします。ただし、生活保護世帯は対象から除きます。

- ① 満75歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 満18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親世帯
- ③ 特別児童扶養手当の支給対象障がい児がいる世帯
- ④ 特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方がいる世帯
- ⑤ 療育手帳Aの交付を受けている方がいる世帯
- ⑥ 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方がいる世帯
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯

いる世帯

⑧ 特定疾患医療受給者証(国が定める疾患に限る)の交付を受けている方がいる世帯

## 【手当の金額(年額)】

一世帯あたり

10,000円

## 【申請手続き】

申請者は世帯主です。

① 必要なもの

世帯主名義の預貯金通帳、給付対象であることを証明するもの(特定疾患医療受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証など)

※代理人が申請書を提出する場合もこれらを持参してください。

② 受付期限

令和5年3月31日(金)

※申請はなるべくお早めにお願います。

③ 手続き先

## 《八雲地域》

・保健福祉課高齢者福祉係  
(シルバープラザ内)

・住民生活課社会係

・落部支所

## 《熊石地域》

・熊石総合支所住民サービス課

## 【問い合わせ先】

・保健福祉課高齢者福祉係

(シルバープラザ内)

☎0137-64-2111

・熊石総合支所住民サービス課

☎01398-2-3111



持定社会保険労務士  
ナカムラ労務管理事務所

就業規則/給与計算/労災・雇用保険

http://www.nakamura-jinshuyo.biz

八雲町本町 147-2  
☎(0137)62-2804

## 障がい者週間ポスター展を開催します

障害者基本法では、毎年12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。

町でも障がいに関する理解を深めていただくことを目的として、「障がい者週間ポスター展」を開催しますので、ぜひお立ち寄りください。

## 【開催場所・日程】

・図書館

エントランスホール  
11月29日(火)

～12月11日(日)

・シルバープラザ

アート回廊  
12月3日(土)～9日(金)

・熊石総合支所

町民ギャラリー  
12月3日(土)～9日(金)

・八雲総合病院 精神科外来

12月3日(土)～9日(金)

## 【問い合わせ先】

保健福祉課障がい者福祉係

(シルバープラザ内)

☎0137-64-2111



## がんサロンの(茶話会) お知らせ

## 【内容】

「人生100年時代」知得情報と交流会

※申込不要

【日時】11月29日(火)

午後1時30分～2時30分

【場所】シルバープラザ

【参加費】100円

## 【共催】

八雲町、八雲総合病院、八雲保健所

※新型コロナウイルス感染症の状況等により、中止する場合があります。開催状況の確認は、前日までに問い合わせください。

## 【問い合わせ先】

保健福祉課健康推進係

(シルバープラザ内)

☎0137-64-2111

八雲総合病院医療連携課

☎0137-63-2185

八雲保健所企画総務課企画係

☎0137-63-2168